

海洋生物多様性保全戦略の概要

第1章背景

海洋の生物多様性保全に対する関心の高まりを受け、「生物多様性基本法」による「生物多様性国家戦略2010」に基づき、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」も踏まえて、環境省が策定する戦略。

第2章目的

海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス(海の恵み)を持続可能なかたちで利用すること

本保全戦略は、この目的に向け海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本的な視点と施策を展開すべき方向性を示す

第3章海洋の生物多様性及び生態系サービス

～私たちの「いのち」と「暮らし」を支える海洋の生物多様性～

我が国の非常に豊かな生物多様性

•広い気候帯、複数の寒暖流、多くの島々、複雑な海岸線・海底地形(海溝、海山等)などの要素が多様な海洋環境を形成。藻場、干潟、サンゴ礁、汽水域などの多様な生態系を持つ。

健全で豊かな生態系から得られる「生態系サービス」

•魚介類などの食料
•薬品などに活用される遺伝資源
•ダイビングや潮干狩りなどのレクリエーション
•精神的な安らぎ
•水質の浄化
•気候の安定
•栄養塩の循環

現状と課題： 人間活動による生物多様性の劣化及び生態系サービスの低下

第4章基本的視点

- 生物多様性と生態系サービスの価値から**海洋生物多様性の重要性を認識**
- 生物や物質の陸と海とのつながり及び近隣諸国との連携を意識した**海洋の総合的管理**
- 生態系の構造と機能、影響要因を踏まえた**我が国の管轄海域の特性に応じた対策**
- 多様な主体が連携して取り組んできた自主的な管理等の**地域の知恵や技術を生かした効果的な取組**
- 生物多様性保全の有効な手段のひとつとしての**海洋保護区**

(定義) 海洋保護区: 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

第5章施策の展開

1. **情報基盤の整備**
生物多様性の保全上重要度の高い海域の抽出等科学的な情報及び知見の充実
2. **海洋生物多様性への影響要因の解明とその軽減政策の遂行**
気候変動、海洋環境への汚染負荷、漁業資源管理と漁場環境保全、外来種、気候変動等に対する対応
3. **海域の特性を踏まえた対策の推進**
沿岸域と外洋域などの海域の特性の違いを踏まえた保全及び持続可能な利用の推進
4. **海洋保護区の充実とネットワーク化の推進**
管理の充実と評価手法の検討、海洋保護区設定とネットワーク化の推進
5. **社会的な理解及び多様な主体の参加の促進**
普及広報、地域の主体的活動への支援、様々な主体の協働と連携の推進